

# 令和3年第8回宇佐市教育委員会会議録

令和3年8月2日午後2時00分、宇佐市教育委員会を26会議室に招集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員  
教 育 長 高月 晴彦  
教 育 長職務代理人 徳光 優子  
委 員 河野 浩一  
委 員 古里 万里子  
委 員 佐藤 修水

- ・欠席委員 なし

- ・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼教育総務課長	上田 誠之
学校教育課長	上田 積
社会教育課長	〆野 勝教
図書館長	松壽 敬
学校給食課長	新納 孝明

- ・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹（総括）時枝 知美

## ◎附議事項

- 議第57号 宇佐市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について  
(学校教育課)
- 議第58号 令和4年度使用 小学校用教科用図書採択について  
(学校教育課)
- 議第59号 令和4年度使用 中学校用教科用図書採択について  
(学校教育課)
- 議第60号 指定校変更について (学校教育課)
- 議第61号 宇佐市民図書館協議会委員の任命について (図書館)

## ◎報告事項

- (1) 令和3年度大分県学力定着状況調査の結果について (学校教育課)
- (2) 宇佐学校給食センター、南部学校給食センター運営委員会総会の報告  
について (学校給食課)

(3) 8月の行事等の予定について

(各課)

(開会 午後2時00分)

教 育 長 令和3年第8回宇佐市教育委員会の開会を告げる。  
教 務 局 (令和3年第7回の会議録を読み上げる)  
教 育 長 令和3年第7回の会議録を各委員に諮り、承認される。

議第57号宇佐市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第57号宇佐市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、ご説明します。2Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。  
ないようですので、議第57号宇佐市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱については、承認とし、次に議第58号令和4年度使用小学校用教科用図書採択について、議第59号令和4年度使用中学校用教科用図書採択についてです。  
本件については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、当教育委員会におきまして、毎年度種目ごとに採択することになっております。ただし、同施行令第15条第1項により、当初採択された教科書は、学校教育法付則第9条の規定による教科用図書を除き、4年間同一のものを採択することになっております。例年ですと、昨年度と同じものを採択するという運びになりますが、今年度につきましては、中学校社会の歴史分野について、令和2年再申請により認可された教科用図書があり、同施行令第15条第2項及び同施行規則第6条1項第3号の規定により、今年度新たに採択の必要性が生じております。  
ここで審議にあたり、宇佐市教育委員会会議規則第6条には、会議は公開とする。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができるという規定がございます。本案の審議につきましては、教科用図書の採択における意思形成過程でありますことから、秘密会が相当と思われま  
す。議第58、59号の審議を秘密会とし、非公開での取り扱いとさせていただきますこと、私の方から発議いたしますが、よろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

教 育 長 それでは秘密会とし、審議に入ります。議第58号令和4年度使用小学校用教科用図書採択について、及び議第59号令和4年度使用中学校用教科用図書採択について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第58号令和4年度使用小学校用教科用図書採択について、及び議第59号令和4年度使用中学校用教科用図書採択について、ご説明します。  
(詳細は別冊資料に記載)

非 公 開

教 育 長 何か質問はありませんか。  
ないようですので、議第58号令和4年度使用小学校用教科用図書採択について及び議第59号令和4年度使用中学校用教科用図書採択については、承認とする。ここで秘密会を解いて、議第60号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第60号指定校変更について、ご説明します。4Pをご覧ください。  
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。  
6番について、若干書かれている理由と一致しないような部分がありますが、ご意見等いただければと思います。

委 員 夏休み中にもう引っ越しをしているのですね。今、B小学校に行っているのですか。

学校教育課長 いえ、引っ越しただけでB小学校には行っていません。  
委 員 夏休みに入って、B小学校に通わないままA小学校に行きたいということですか。

学校教育課長 はい、そういうことです。  
教 育 長 B小学校をA小学校へという区域外の理由が薄いと感じたのですが、どうでしょうか。

委 員 少しまだよく見えないし、ここに書かれている文章を見ると、子どものことが原因で転校せざるをえないという感じを受けたのですが。

委 員 議案書の理由の前半部分は、今回の指定変更について直接的には関係ないのですね。先ほどの説明を聞くと、A小学校がよかったが、B校区に引っ越してしまい、A小学校に通いたいという理由にしか聞こえないのですが。理由と結果が一致していない感じがするのですが。

教 育 長 B 小学校に行っていないのに A 小学校でないかというのは、学校指定の部分からは外れるのではないかと。ただ、今行っている学校でいじめ等があって、生徒指導上の問題で違う学校に行きたいという事例ではないのではないかと。

委 員 員 なぜ B 小学校では悪いのかということがわからない。引っ越しする理由というのはわかるが、引っ越した先の B 小学校に行かなくて、なぜ A 小学校でなければならないのか理由付けが弱いと思うのですが。

委 員 員 基本的には B 小学校も A 小学校も変わらないので、いろいろな子がいる中で新しい場所に移るといのは、知っている子がいるかいないかだけの違いなので、希望の理由がよく分かりません。

教 育 長 なかなか指定校変更の事由としては、明確に出ていないので、認める状態の事由になっていないのかと。  
 委員さんのご意見も区域外は難しいのではないかとということですが。B 小学校にも行っていない状況なので、行ってみたら B 小学校が合うかもしれないということもありますが。

委 員 員 学校教育課長も言われていましたが、子どものためにはどういう方法が一番良いのかその選択を。

教 育 長 心情的に希望を全部聞いていると校区というものがなかなか確立しにくくなるので。過去の認めてきた事例の中に当てはまりにくいというのは確かですね。いかがでしょうか。認めるには弱いと思うのですが。

委 員 員 はっきりした理由付けが見えないということで、否決というのが妥当ではないでしょうか。

教 育 長 否決ということでよろしいでしょうか。  
 それでは、6 番については、否決ということにいたします。  
 ほかに質問はありませんか。  
 ないようですので、議第 6 0 号指定校変更については、6 番を除いて承認、6 番は否決とします。次に議第 6 1 号宇佐市民図書館協議会委員の任命について、図書館に説明を求める。

図 書 館 長 議第 6 1 号宇佐市民図書館協議会委員の任命について、ご説明します。6 P をご覧ください。  
 (詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。  
 ないようですので、議第 6 1 号宇佐市民図書館協議会委員の任命については、承認とし、次に報告第 1 項令和 3 年度大分県学力定着状況調査の結果について、学校教育課に説明を求める。

学校 教育 課 長 報告第 1 項令和 3 年度大分県学力定着状況調査の結果について、

- ご報告します。  
(詳細は別紙資料に記載)
- 教 育 長 何か質問はありませんか。  
ないようですので、次に報告第2項宇佐学校給食センター、南部学校給食センター運営委員会総会の報告について、学校給食課に説明を求める。
- 学 校 給 食 課 長 報告第2項宇佐学校給食センター、南部学校給食センター運営委員会総会の報告について、ご報告します。  
(詳細は別冊資料に記載)
- 教 育 長 何か質問はありませんか。  
書面表決の予算の部分で反対というのはどういうことですか。  
委員 基金の取扱の部分です。ご指摘のとおり適切に対応します。  
学 校 給 食 課 長 ほかにも質問はありませんか。  
教 育 長 ないようですので、次に報告第3項8月の行事等の予定について、各課に説明を求める。  
(詳細は議案に記載)
- 教 育 長 何か質問はありませんか。  
その他ありませんか。
- 学 校 教 育 課 長 第59回大分県中学校総合体育大会の結果について、別紙のとおりお知らせします。また、本日以降九州大会全国大会が開催されます。
- 教 育 長 コロナの状況が心配されますが、学校教育課から各学校には感染防止対策等の徹底を。また、中体連の組織としては、ガイドライン等が出ておりますので、それを守ってやっていくということです。  
その他ありませんか。  
ないようですので、次回教育委員会の日程について
- 事 務 局 次回教育委員会の日程について、8月24日午後2時から34会議室で如何でしょうか。
- 教 育 長 8月24日午後2時からでよろしいでしょうか。  
各委員に諮り確認のうえ、第8回定例教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後3時10分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。